

第1章 はじめに

子どもにとって読書とは、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。

国においては、読書のもつ計り知れない価値を認識して、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とすることが定められた。翌平成13年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」（法律第154号）が施行され、さらに平成14年8月には、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備を推進することを基本理念として「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定された。

また、奈良県では、平成15年7月に、子どもがそれぞれの発達段階に応じて、よりよい読書環境において自主的な読書活動を進め、生涯にわたる読書習慣が形成されることを目指し、「奈良県子ども読書活動推進計画」を策定された。

これらを受けて田原本町では、子どもたちがかけがえのない一冊の本と出会い、豊かな人間性と確かな生きる力を身に付けることを目指し、子どもの読書活動の現状と課題を踏まえ、読書活動の推進に関する施策や取り組みを体系化し、計画的な推進を図るために、「田原本町子ども読書活動推進計画」を策定するものである。

この計画は、子ども（おおむね18歳以下の者をいう）を対象とし、平成18年度から平成22年度までの5年間を期間とする。